

31 特定非営利活動法人 3keys



所在地：東京都新宿区新宿1-12-5 URL：https://3keys.jp/

地域支援では漏れやすい虐待・孤食の子どもたちへの食事支援



実施期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

助成額

令和6年度： 1,332,000円
(賃金、消耗品費、役務費)

事業概要・事業内容

【事業概要】

- 虐待や貧困などにより、家庭で十分な食事や権利保障がされない子どもは後を絶たない。しかしながら、被虐待児童や思春期世代は、親の非協力性・非積極性や地域からの孤立、大人から距離をとる思春期特有の心理的特徴や対象年齢が異なるなどの理由により、こども食堂をはじめとした地域の支援から漏れやすい。その結果、トー横、SNS、パパ活などが居場所となり、生活や自尊心を維持している現状がある。
- そこで、当法人が運営するシェルターとしての機能も担う子どもの居場所「ユースセンター」にて、地域支援から漏れやすい被虐待児童や思春期世代を対象に栄養ある食事を提供する。

【事業内容】

- 主な対象：虐待、貧困やその他の事情で、家庭内で十分な食事ができない思春期世代（10代）
- サービス：年間2,000食ほどの栄養ある手作りの食事支援

成果目標・事業計画

【成果目標】

<指標>

- 地域支援から漏れやすい思春期世代（10代）と安定的につながり、食事提供ができる。
- レトルト食品や缶詰などの添加物の多いものではなく、栄養があり、手作りの食事を提供できる。
- 食事を作る様子を日常的に目にし、栄養バランスの取れた食事が何かを学び、食育になる。
- 食品アレルギーや、食中毒などのトラブルなく、食事提供が実施される。

<目標値>

- 年間開所日数：300日以上
- 2年間の子ども利用数：延べ5,000回
- 2年間の食事提供数：延べ4,500食
- 食品アレルギーや、食中毒のトラブル：0回

【事業計画】

○令和6年4月～

- 食事提供の実施
- 新規利用者増加のためのSNSでの広告配信
- 年度末にアンケートを実施し、サービスの質の向上につなげる。

実施状況・成果

【実施状況】

○食事提供の実施

- 開所日数：約300日
- 子ども利用数：延べ約850回(2年間の目標5,000回)
- 食事提供数：約750食(利用者の約88%)
- 食品アレルギー・食中毒のトラブル：0件

○周知、広報

- 9月以降、10代向けにSNS広報(XとInstagramを活用した広告配信)を強化したところ、11月以降の月平均利用数が約2倍に増加した。
- 情報発信として行政機関に資料を送付した。(約400件)
- 新規利用者の経路分析をしたところ、SNS経由が8割以上を占めた。利用イメージが沸くクリエイティブを制作し、またSNS媒体によってクリエイティブを使い分けることで、より効果的な広報ができた。

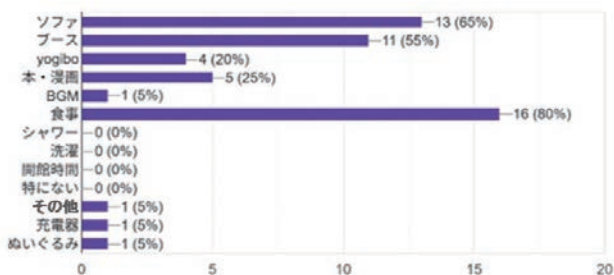
[広報効果(新規利用者の経路分析)]

- ①SNS：77%
- ②友達・知り合いから聞いた(推定子ども同士の紹介)：17%
- ③チラシをもらった・知り合いから聞いた(推定行政からの紹介)：2%
- ④その他・ネット検索など：4%

○年度末アンケートの結果

(2025年3月11日～31日にSNS経由で実施。)

アンケートの項目中「ユースセンターで気に入ったもの・こと」(複数選択可)という項目では、食事の満足度が最上位だった。



年度末アンケートの結果



【成果】

- 利用する子どもはSNSで広告を何度も見て認識した層が多く、1,2回の広報では認知まで至らず、繰り返し目にすることで来館につながると分かった。
- 子どもたちが自分の生活の中にユースセンターで過ごす時間を作って来館すること、そして来館した子どもの食事利用頻度が決して少なくはなく、食事の際に希望する品目も多岐に渡る様子を日々見守りながら、様々な食材を用い、栄養バランスの取れた、手作りの食事に対するニーズが高いことを感じた。

課題と対応

- 福祉職の採用・求人市場が逼迫しており、とりわけ管理職員の採用が難しい。また、人材確保に必要な費用が多くかかる可能性がある。
- これまで活用したことのない採用媒体も含め、幅広く採用活動を行う。管理職員については、福祉職に限らない採用を視野に入れるなど、人事制度や昇任・昇給制度の見直しもあわせて検討していく。

団体にとっての効果

- 法人内にSNS広報のノウハウが蓄積され、イベント広報や、他の子ども事業におけるSNS活用などの議論が活発になった。
- 当事業で積極的にAIツールを活用したイラスト作成を行ったところ、法人内でAIツール活用のノウハウが蓄積された。チラシ、バナー、広告素材は法人内部で作成できるようになり、外注費用や外部とのコミュニケーションコストなどを大幅にカットできるようになった。

32 一般社団法人 希望への道



所在地：栃木県栃木市神田町20-17 URL：<https://www.road-to-hope.site/>

非行・犯罪に関する悩みを抱える子ども・若者のための緊急保護、および包括的相談支援

**非行・犯罪に悩みを抱える10-20代の
若者のための相談窓口**

- ・交友関係、人間関係の悩み
- ・恋人とのトラブル
- ・家族の悩み
- ・住まいの悩み
- ・市販薬や薬物などの悩み
- ・就職、進学の悩み
- ・暴力団関係者との悩み
- ・お金の悩み

対象者は、1都3県にお住まいの非行・犯罪に悩みを抱える10-20代の若者です。
外国にルーツがある方も、気軽に相談してください。

相談は無料です

LINEや電話、対面で相談ができます。
必要であれば、通院やハローワーク、行政手続きの同行、利用できる制度や支援への接続、就労就学、一人暮らしの相談なども可能です。

あなたの秘密は守ります。気軽な話し相手になります。

電話：03-6824-4455
電話：080-9030-0099

一般社団法人 希望への道
〒328-0032 栃木県栃木市神田町20-17
〒160-0072 東京都新宿区大久保2丁目6-16 平安ビル4B

活動内容
・衣食住の支援・就労支援・生活支援・相談支援・少年院、刑務所への文通

実施期間

令和6年11月1日～令和8年3月31日

助成額

令和6年度：1,631,000円
(賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料)

事業概要・事業内容

【事業概要】

- 非行・犯罪に関する悩みを持つ子ども・若者の多くは、虐待や生活困窮、不十分な愛着形成、知的・精神障がいやIQに関する問題など、彼らだけでは解決が難しいさまざまな問題を抱えている。しかしながら、更生保護や社会福祉の領域において、あらゆる制度、サービス、支援の多くは非常に限定的である。
- 本事業では、元当事者としての視点と、福祉と心理の専門的な知識や経験の両軸から、支援期間や内容を限定せず、長期的かつ包括的な支援を実施する。また、当法人だけでなく、あらゆる機関、支援団体などを巻き込みながら支援を協働し、彼らが社会の中で孤立しない環境をつくる。
- それにより、彼ら自身が課題を認識し、困難に向き合いながら生きていく力を身につけ、孤立せず社会定着することを目指す。

【事業内容】

- 対象
 - 少年院に入院・出院後の少年少女、保護観察期間中・終了後の少年少女
 - 非行・犯罪に関する悩みを持つ少年少女
 - 歌舞伎町など繁華街での滞在を含む非行・犯罪につながりやすい状況にある少年少女
- 内容
 - 緊急保護支援（シェルター）事業
一時的に住居を提供して生活環境を調整し、生活の立て直しを図る。あくまでも生活基盤を整備するまでの緊急的な期間とし、退所後は相談支援事業につなぐ。
 - 包括的相談支援事業
日々の電話や対面での相談支援、行政手続きや通院、ハローワークなどへの同行。利用できる制度や既存サービスへの接続、就労就学のための支援、その他生活に必要な支援を行う。

成果目標・事業計画

【成果目標】

○令和6年度

- 緊急保護支援の利用者数 10名
- 相談支援の利用者数 40名
- 新規相談対応連携機関・団体数 60件

○令和7年度

- 緊急保護支援の利用者数 25名
- 相談支援の利用者数 60名
- 新規相談対応連携機関・団体数 60件

【事業計画】

○緊急保護支援（シェルター）事業

- 令和6年11月～令和7年3月
 - ・シェルター契約、開設、運用 ※以降継続
 - ・利用ルールなど作成
 - ・ボランティア募集

- 令和7年4～9月
 - ・就労支援団体などとの連携 ※以降継続
 - ・ボランティア研修
 - ・資金調達計画作成

- 令和7年10月～令和8年3月
 - ・次年度の事業計画作成

○包括的相談支援事業

- 令和6年11月～令和7年3月
 - ・事業パンフレット作成
 - ・法人ホームページ修正
 - ・ボランティア募集
 - ・相談支援実施 ※以降継続

- 令和7年4～9月
 - ・事業紹介（矯正施設、支援団体など） ※以降継続
 - ・ボランティア研修
 - ・資金調達計画作成

- 令和7年10月～令和8年3月
 - ・次年度の事業計画作成

市役所等の手続き同行、雇用主等との関係調整、定期連絡、支援窓口の接続などを行った。

●新規相談対応連携機関・団体数 62件

（内訳：少年院、少年鑑別所、弁護士事務所、心理士、児童養護施設など）

●相談支援体制整備

利用規約、利用者情報などの書類を見直した。

○周知、広報

●相談窓口パンフレット配布数 1,350枚

（配布先：矯正施設、保護司会、児童養護施設、弁護士事務所、勉強会、支援者・寄付者、青少年センターなど）

●法人ホームページの修正

事業内容やニュースページを更新した。また、定期的に活動報告を掲載した。

●全国の少年院を訪問し、相談支援窓口の紹介や受入れに向けた面談などを実施した。

【成果】

○通院同行を行い医療機関に継続的に掛けられているケース、雇用主との関係調整を行い就労継続できているケース、ホームレス状態にあった若者が生活支援を受けて地域生活に移行できたケースなどがある。

○出院後自宅に帰ったものの親子関係の不和により数日で家を飛び出した少年に対して、他支援団体と連携し、緊急の居場所を提供し、自立のために家族支援を行ったケースもあった。

課題と対応

○相談支援の中で緊急対応ケースが増えた場合に、現在のスタッフ数（人件費）のみでは対応が難しくなることが懸念される。

○相談支援実績を評価し、スタッフの増員や雇用形態などを検討していく。スタッフを増員した場合の支援スキルの担保、研修の導入、人件費の確保についても課題を整理し、計画を立てていく。

実施状況・成果

【実施状況】

○緊急保護支援（シェルター）事業

●シェルター開設

物件の内覧や申込を進めたものの、契約には至らなかった。犯罪に関わる可能性の高い若者の支援という事業の性質上、契約がしづらい状況。

●シェルター運用体制整備（ルールづくりなど）

入居規則、同意書などの書類を作成した。

○包括的相談支援事業

●相談支援の利用者数 45名

（内訳：男性33名、女性12名、うち6名は勾留中、裁判待ち）

団体にとっての効果

●これまで時間をかけて関係構築をしてきた矯正施設から継続して支援依頼を受けており、ネットワークの構築が進んだ。

●少年の支援を通して、これまでつながりのなかった弁護士や少年鑑別所などとも連携できた。

●支援者同士のつながりで相談窓口のチラシを設置させていただいたところ、支援が必要な若者と新たにつながることができた。

33 一般社団法人 プレイキッズシアター

プレイキッズシアター
PLAY KIDS Theater

所在地：東京都練馬区中村南1丁目33番13-109 URL：https://www.playkidstheater.jp

不登校児、学校に行き渋りの子どもたちの 為の自己肯定感を育む表現ワークショップ



ワークショップの様子

実施期間

令和6年12月1日～令和8年3月31日

助成額

令和6年度： 1,901,000円
(賃金、報償費、印刷製本費、役務費)

事業概要・事業内容

【事業概要】

- 当法人の日頃の活動において、この数年、不登校や引きこもりの子どもの参加者が増加している。不登校の原因には人間関係のトラブルも多く、昼夜逆転の生活に陥るケースや親とのコミュニケーションが上手く取れないなど、フリースクールにも行けずにいる実態があり、そこに焦点を当てたプログラムが必要である。
- その対策の一つとして、不登校や学校に行き渋りの子どもたちのための表現ワークショップを実施する。自己肯定感・コミュニケーション能力向上を図り、一人ひとりが気持ちを伝え合い、他者理解を深めながら、未来に向けて歩いていく力を培う。また、保護者向けに専門家の講演を聞く機会や子どもの心理について学ぶ機会を設け、家庭における子どもの対応など改善を図っていく。

【事業内容】

- コミュニケーションワークショップ
対象：不登校や学校に行き渋りの小中学生
開催数：1～2回/月
募集人数：8名/回

実施場所：練馬区、中野区、国分寺市、小金井市

○親の学び、及び報告会

対象：不登校や引きこもりの子どもを持つ親

開催数：年1回（計2回）

募集人数：各回80名

実施場所：中野区、小金井市

成果目標・事業計画

【成果目標】

<指標>

年間開催数、延べ参加人数

<目標値>

○コミュニケーションワークショップ

●令和6年度

中野区 6回 48名、小金井市 6回 48名

国分寺市 3回 24名、練馬区 3回 24名

●令和7年度

中野区 20回 160名、小金井市 20回 160名

国分寺市 10回 80名、練馬区 10回 80名

○親の学び、及び報告会

●令和6年度 1回、80名

●令和7年度 1回、80名

【事業計画】

○コミュニケーションワークショップ

●令和6年12月

- ・各実施地域のコーディネーターと打合せ
- ・公募チラシ作成、公募

●令和7年1月～

- ・ワークショップ実施

○親の学び、及び報告会

●令和6年12月～令和7年3月

- ・企画会議、外部講演の講師選定・場所予約
- ・チラシ作成、1回目実施

●令和7年5～8月

- ・企画会議、外部講演の講師選定・場所予約
- ・チラシ作成、2回目実施

実施状況・成果

【実施状況】

○コミュニケーションワークショップ

(開催数、延べ参加者数)

●中野区 6回、35名

●小金井市 5回、24名

●国分寺市 3回、25名

●練馬区 3回、27名

○親の学び、及び報告会

2/13開催 (小金井市)、参加者33名

○周知、広報

- 各地域の特色に合わせてチラシを作成し、協力団体をとおして、それぞれ500枚を不登校児のいる家庭に配布した。

- 実施会場（フリースクール、児童館など）で周知した。

- 教育委員会より不登校の親の会グループ LINEへ配信した。

【成果】

- ワークショップ後のアンケートで「また参加したい」と回答した子どもが100%だったことから、満足度の高い内容であった。「新しい自分の居場所を見つけた」などのコメントもあり、初めての場所で初めての取り組みという不登校・行き渋りの子どもたちにとってハードルが高い環境ではあったが、互いに協力し、達成感を味わい、活動を楽しんでもらえた。また、子どもたちは、居住地域以外であれば新しい場所でも参加してみようという気持ちがあることが分かった。

- 付き添いの保護者からも「学習支援ではなく、このようなコミュニケーションを図りながら自信をつけていく活動を探していた」との声をいただき、需要があることが伺えた。



- 親の学び、及び報告会に参加した保護者からも「不登校に対する対応方法や解決方法を試す前に、ベースとなる対応、声かけが大切だと思った」「劇のVTRを見てとても感動した」などの意見や感想が寄せられた。

課題と対応

- 4地域で行うための打合せや情報共有に時間を要することが課題だったが、講師と事務局でキックオフを行い、当事業についてのコンセンサスを図る機会を設けた。また、活動内容や様子、子どもたちの状況を共有できるよう毎回活動日誌をつけることとした。
- 不登校児童の把握や保護者との連絡は教育委員会が担っているため、事業を進めるには教育委員会との協力が重要である。行政を含め、つながりを強化することで今後の活動をさらに拡大できると考えている。
- 親の学びの会を平日に開催したところ、働いているため平日参加は難しいという声が多くあった。令和7年度は週末開催も含めて検討したい。

団体にとっての効果

- 実施にあたり4 地域の行政（教育委員会）や児童館、フリースクールと連携することができ、多くの関係者と意見交換やコミュニケーションの機会を得た。これらは、今後事業を継続する上で大きな財産になると感じている。
- メンバーの意見や提案を積極的に取り入れ、円滑に実施するための情報共有ツールやシステムを導入することができた。

実績連動型助成
(既存の取組のレベルアップ)

34 特定非営利活動法人 いけぶくろ大明 共同提案法人：特定非営利活動法人 SLC

所在地：(いけぶくろ大明) 東京都豊島区池袋3-30-8

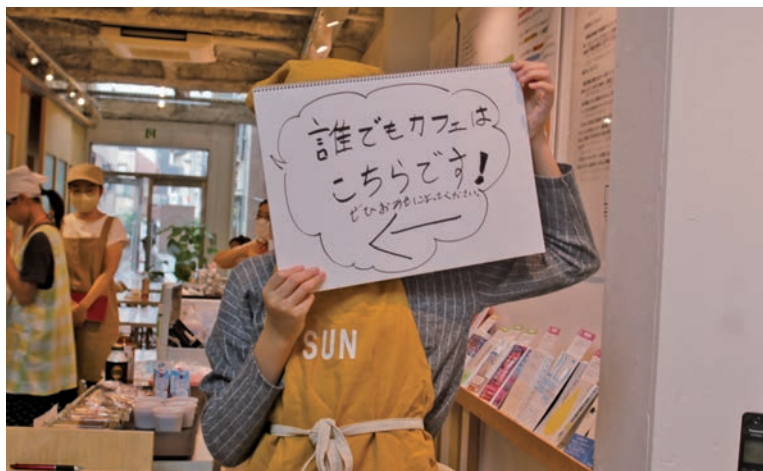
(SLC) 長野県伊那市野底7712-6

U R L：(いけぶくろ大明) <http://www.toshima.ne.jp/taimei/>

(SLC) <https://slc-lab.amebaownd.com/>

nobitek

こどもタウン・nobitek 起業・経営体験プログラム



実施期間

令和5年5月4日～令和7年3月31日

助成額

3,666,000円 <助成率3/4>

(賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料、委託費)

事業概要・事業内容

【事業概要】

- 当法人では、2020年10月～2022年10月までに
 - ①探究プログラム（都内小中高生対象）
 - ②起業体験プログラム（子ども専用地域通貨活用）を実施し、延べ1,280名が参加した。
- これまでの課題として、2つの独立プログラムを展開してきたためプログラム間のつながりが薄く、子どもたちが各プログラムで身につけた力を活用することが困難なこと、また子どもたちが立ち上げた事業は起業体験イベントのみで展開され継続性に欠けていたことが挙げられる。
- そこで、2つのプログラムを再編成し、一体的かつ継続的なプログラムを開発する。また、各講座で身につけたコミュニケーション力、知識、技能を掛け合わせ、自分たちで起業し、継続して稼ぐプログラムを実施する。

【事業内容】

- 対象：主に豊島区と近隣区の小中高生
- 内容：一体的かつ継続的なプログラム開発、実施
 - 探究学習プログラム
 - 起業・経営プログラム
- 参加方法：登録制、月に4回程度実施

- 対象者へのアプローチ方法：近隣の小中学校、区役所、他団体と連携しての参加呼び掛け、SNSなどを活用した新規参加者への周知

成果目標・事業計画

【成果目標】

- 専門的な知識・技能の習得（探究学習プログラム）および起業や経営に必要な知識・技能の習得（起業・経営プログラム）のための体系的なプログラムを継続的に提供することで、子どもたちの課題解決に必要な能力の向上、他者と協働しながら試行錯誤や挑戦する機会を作り、社会を生き抜く力を育む。
- 例えば農業について学び、野菜を育てるプログラムと起業についての知識・技能を学ぶプログラムとを一本のかつ継続して提供することで、子どもたちは学びの活用と事業の継続ができ、課題解決能力や挑戦心、創造力を育み、他者と協力する重要性について学ぶ。

【事業計画】

- 令和5年4～7月
 - プログラム開発
 - 活動の周知
 - 参加者募集：説明会やスタートアップ企画を実施し、参加者を募る。

○令和5年8月～令和7年2月（延べ4,200名参加）

●探究学習プログラム

- ・農業部（1回/月）
- ・アート部（1回/月）
- ・映画部（1回/月＋撮影3日×3回）
- ※撮影：令和5年1回、令和6年2回

●起業・経営プログラム

- ・起業・経営講座：1回/月
- ・販売会：1回/月
- 参加者が自分たちで作成した商品やサービス、仕入れた物などを販売、提供する。
- ・起業イベント：3回
- ※令和5年1回、令和6年2回
- 参加者がキッズスタッフを募集し販売会を行う。1day起業参加も可とし、プログラムへの参加につなげる。

●活動の周知

販売会や起業イベントのチラシ配布、SNSおよび告知サイトなどを利用した周知（随時）

○令和7年3月

事業評価対象指標達成状況報告書作成など

成果指標・目標値・実績値

*目標値は、事業終了時点の達成目標値。

【アウトプット指標】

参加者が立ち上げた事業数：10事業

⇒ 実績値 10事業 [達成]

【直接アウトカム指標】

継続した事業数：5事業

（商品、サービスの準備、販売、提供を評価期間中に6か月以上行った事業）

⇒ 実績値 9事業 [達成]

実施状況・成果

【実施状況】

○プログラムの実施状況（延べ人数）

●探究学習プログラム

- ・プログラミング部：54名
- ・アート部：14名
- ・映画部：69名
- ・さすてな部（旧農業部）：218名（学校との連携を含む）
- ・まちづくり部：27名

●起業・経営プログラム

- ・座学：66名
- ・マーケット：55名

●イベント

- ・お仕事体験会 3 Days：27名
- ・参加者による成果報告会：3/16、20名



●参加者が立ち上げた事業

- ・銀行（まちづくり部）
- ・リラックス水族館（アート部・さすてな部）
- ・ムービーメイク（映画部）
- ・HOUSE RING（プログラミング部）

○広報、普及

- チラシのポスティング（豊島区、板橋区、北区）
- SNS（Instagram、Facebook）やイベント告知サイト（Peatix）の活用
- 子ども向け新聞（朝日小学生新聞）への掲載
- 公共施設（図書館や学校など）へのチラシ配布
- 体験イベント（体験会・映画づくりワークショップ）などの開催、企業連携事業の実施

【成果】

○起業・経営という活動を通して、知識・技能の習得に留まらず、学びを活かす体験やお客様やスタッフ（参加の児童・生徒同士）間でのコミュニケーションの取り方などを体験的に身につけてもらうことができた。

○参加の児童・生徒と地域住民が顔見知りになり、子ども向けの活動への理解促進や地域全体を子どもたちの居場所としていくことにつながった。

課題と対応

○今後の事業継続において、行政機関との連携強化や企業連携の拡充が課題。行政機関と情報共有を密に行うとともに、同じような課題意識のある企業と連携し企業向けプログラムの検討を行う。

団体にとっての効果

●持続可能な体制構築に向け、寄付や助成金以外の安定的な収入として、支払いが可能な世帯を対象とした受益者負担にも挑戦することができ、かつ企業連携に向けた足掛かりを作ることができた。

●コンサルタントによるヒアリングの場では、活動におけるデータ収集の仕方やエビデンスに対する考え方などを確認することができ、活動に活かすことができた。

4

参 考 資 料

子供が輝く東京・応援事業助成金交付要綱

子供が輝く東京・応援事業助成金交付要綱

30財事支第38号

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、子供が輝く東京・応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、特定非営利活動法人や企業等が取り組む、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた事業に対して助成金を交付するために必要な事項を定めることにより、社会全体で子育てを支えることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この助成の対象となる団体及び事業は、次のとおりとする。

(1) 対象団体

都内に本社又は事務所を有する法人であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、複数の法人や団体で構成される共同体による応募（以下「共同提案」という。）も可能とする。その場合、主たる法人（以下「代表法人」という。）は、都内に本社又は事務所を有する法人で、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- ア 定款、登記簿謄本により、法人格を持つことが確認できること。
- イ 国や地方公共団体の出資によって設立、運営される法人でないこと。
- ウ 事務体制が整っており、事業を確実に遂行できると認められること。
- エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。
- オ 政治活動、選挙活動を事業目的とする法人でないこと。
- カ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

(2) 対象事業

都民（都内在住又は在勤の者をいう。以下同じ。）を対象とする事業であり、かつ既存の公的制度や補助対象事業に組み入れられていない実施要綱第3の1に規定する事業とする。ただし、次のいずれかに該当するときは対象としない。

- ア 国、都道府県又は区市町村等からの補助金等の交付対象となっているとき（委託による場合を含む。）
- イ 特定の事業者の利益のために行うと認められるとき
- ウ 当該団体の構成員や株主等（職員を含む。）のみを対象とするとき
- エ 政治的又は宗教的な宣伝を目的として行うと認められるとき
- オ 他団体へ全部を委託又は外注するとき
- カ 事業の利用者に第2条（1）カに規定する者がいるとき
- キ 公序良俗に反する等、支援することがふさわしくないと認められるとき

(助成の基準)

第3条 前条に規定する対象事業について、次により助成金を交付する。

(1) 対象経費

上記の事業を実施するために必要な経費であり、別表に掲げるものとする。

(2) 助成対象期間

ア 定額助成

1事業に対する助成期間は3年(会計年度)を限度とする。

イ 成果連動型助成

1事業に対する助成期間は2年(会計年度)を限度とする。

ウ 実績連動型助成

1事業に対する助成期間は2年(会計年度)を限度とする。

(3) 助成金の算定方法

ア 定額助成

助成対象経費と総事業費から対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額を助成金の交付額とすることができる。ただし、子供が輝く東京・応援事業公募要項に定める子供が輝く東京・応援事業事業応募書兼計画書(以下「事業応募書兼計画書」という。)の助成金申請額と別表に定める助成基準額を比較して少ない額を助成上限額とする。助成事業が複数年(会計年度)に及ぶものについては、上記算定方法により会計年度ごとに実績に応じて助成金を交付する。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 成果連動型助成

別表に定める助成基準額と助成対象経費を比較して少ない方の額に対し、成果に応じて、4分の1から4分の3までの助成率を乗じた額と、総事業費から対象事業に係る収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を助成期間終了後の最終的な助成金の交付額とすることができる。助成事業が複数年(会計年度)に及ぶものについては、初年度に助成対象経費の4分の1を交付し、最終年度の事業終了後、達成度評価に基づいて最終的な助成率を決定した上で、追加交付又は精算を行うこととする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

ウ 実績連動型助成

助成対象経費と総事業費から対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない額に対して成果に応じて4分の1から4分の3の助成率(定率(4分の1)に達成度評価により4分の1から2分の1を加えた率)を乗じた額を助成期間終了後の最終的な助成金の交付額とすることができる。ただし、事業応募書兼計画書の助成額算定における助成対象経費と別表に定める助成基準額を比較して少ない額を助成額算定における助成対象経費の上限額とする。助成事業が複数年(会計年度)に及ぶものについては、初年度に当該年度の申請に係る助成対象経費の4分の1を交付し、最終年度の事業終了後、達成度評価に基づいて最終的な助成率を決定した上で、追加交付又は精算を行うこととする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成の方法)

第4条 次の各号に掲げる事項に従い、助成金を交付する。

(1) 助成金交付申請

この助成金の交付を受けようとする者(ただし、子供が輝く東京・応援事業公募要項に基づき選定され、理事長が決定した事業を実施する者に限る。)は、交付申請書(別記第1号様式、第2号様式又は第3号様式)により、指定する期日までに理事長に申請するものとする。共同提案の場合は、代表法人が責任を持って交付の申請等を行うこととする。

(2) 助成金交付決定

理事長は、交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は、予算の範囲内で助成金の交付を決定し、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に通知する。なお、理事長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(3) 申請の撤回

助成事業者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、助成金交付決定通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(4) 助成金の概算払

理事長が必要と認めた場合は、助成金の概算払いを行うことができる。助成事業者のうち助成金の概算払を希望する者は、理事長が別に定める日までに概算払請求書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(5) 助成金実績報告

助成事業者は、助成事業が終了したとき、又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早いときに、当該交付決定に係る事業の実績報告について、事業実績報告書（別記第5号様式、第6号様式又は第7号様式）により、指定する期日までに理事長に報告するものとする。

(6) 助成金の額の確定

ア 定額助成

理事長は、助成事業者から事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。なお、理事長は、上記の審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

イ 成果連動型助成

理事長は、助成事業者から事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。また、額の確定にあたっては、別に定める規定に基づき事業の達成度評価を実施し、最終的な助成率及び助成額を決定する。ただし、理事長は、最終的に助成金の交付が認められなかった場合は、過年度に支払った助成金の返還を命ずることができる。なお、理事長は、上記の審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

ウ 実績連動型助成

理事長は、助成事業者から事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。また、額の確定にあたっては、別に定める規定に基づき事業の達成度評価を実施し、最終的な助成率及び助成額を決定する。ただし、理事長は、最終的に助成金の交付が認められなかった場合は、過年度に支払った助成金の返還を命ずることができる。なお、理事長は、上記の審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

する。

(7) 助成金の請求、支払及び精算

ア 定額助成

(ア) 助成事業者（概算払請求書を提出し、助成金交付を受けた者を除く。）は、助成金の交付を請求しようとするときは、定額助成助成金請求書（別記第8号様式）を理事長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(イ) 理事長は、助成金交付の請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(ウ) 助成事業者（概算払請求書を提出し、助成金交付を受けた者に限る。）は、助成金の額の確定通知を受領したときは、定額助成助成金概算払精算書（別記第9号様式）を理事長に提出し、助成金の精算を行うこととする。

イ 成果連動型助成

(ア) 助成事業者（複数年（会計年度）に及ぶ助成事業の初年度であって、概算払請求書を提出し助成金交付を受けた者を除く。）は、助成金の交付を請求しようとするときは、成果連動型助成助成金請求書（別記第10号様式）を理事長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(イ) 助成事業者（助成事業の最終年（会計年度）であって、最終的な助成額が概算払額より大きい者に限る。）は、事業に対する最終的な助成率及び助成額の通知を受領したときは、成果連動型助成助成金請求書（別記第10号様式）を理事長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(ウ) 理事長は、助成金交付の請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(エ) 助成事業者（複数年（会計年度）に及ぶ助成事業の初年度であって、概算払請求書を提出し助成金交付を受けた者に限る。）は、助成金の額の確定通知を受領したときは、成果連動型助成助成金概算払精算書（別記第11号様式）を理事長に提出し、助成金の精算を行うこととする。

(オ) 助成事業者（助成事業の最終年（会計年度）であって、最終的な助成額が概算払額より小さい者に限る。）は、事業に対する最終的な助成率及び助成額の通知を受領したときは、成果連動型助成助成金精算書（別記第12号様式）を理事長に提出し、助成金の精算を行うこととする。

ウ 実績連動型助成

(ア) 助成事業者（複数年（会計年度）に及ぶ助成事業の初年度であって、概算払請求書を提出し助成金交付を受けた者を除く。）は、助成金の交付を請求しようとするときは、実績連動型助成助成金請求書（別記第13号様式）を理事長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(イ) 助成事業者（助成事業の最終年（会計年度）であって、最終的な助成額が概算払額より大きい者に限る。）は、事業に対する最終的な助成率及び助成額の通知を受領したときは、実績連動型助成助成金請求書（別記第13号様式）を理事長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

(ウ) 理事長は、助成金交付の請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(エ) 助成金交付を受けた者に限る。）は、助成金の額の確定通知を受領したときは、実績連動型助成助成金概算払精算書（別記第14号様式）を理事長に提出し、助成金の精算を行うこととする。

(オ) 助成事業者（助成事業の最終年（会計年度）であって、最終的な助成額が概算払額より小さい者に限る。）は、事業に対する最終的な助成率及び助成額の通知を受領したときは、実績連動型助成助成金精算書（別記第15号様式）を理事長に提出し、助成金の精算を行うこととする。

（実施状況報告及び検査）

第5条 理事長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、助成事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことがある。

- 2 理事長は、前項による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める助成条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、助成事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(事故報告)

第6条 助成事業者は、助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要事項を書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(指導)

第7条 理事長は、助成事業者が提出する報告書等により、その者の助成事業等が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行するよう指導することができる。

(事情変更による届出)

第8条 助成事業者は、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

(不可抗力)

第9条 理事長は、天災地変その他やむを得ない事由により、助成事業の継続は困難と判断する場合、その決定の内容を変更することができる。

(交付決定の取消し)

第10条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金に関して、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (4) 助成事業を正当な理由なく中止又は廃止したとき。
- (5) 現地調査及びヒアリングを正当な理由なく拒否したとき。
- (6) 第7条に定める指導に従わなかったとき。
- (7) その他助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する等、助成事業の対象としてふさわしくない行為があったとき。

(助成金の返還)

第11条 助成事業者は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、理事長が別に定める日までに、それを返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金を受領した日から返還するまでの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったとき

は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（経費区分及び帳簿等の整理保管）

第13条 助成事業者は、助成事業に関する経費について、他の経理と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（財産の管理義務及び処分）

第14条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した施設及び備品等（以下「財産」という。）について、その管理状況を明らかにするものとする。また、助成事業が完了した後も助成金の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。なお、理事長は、助成事業が完了した後も必要に応じて財産の管理状況を確認することができる。

2 助成事業者は、助成対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、取得価格又は増加価格が20万円以上の財産を処分（解体、目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること）しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の承認をした助成事業者に対し、処分内容により、助成金に相当する額を限度として、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（二重助成の禁止）

第15条 この助成金の交付と対象経費を重複して、他の助成金等の交付を受けてはならない。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

助成対象経費項目		助成対象経費内容	助成基準額	助成率
対象経費	初期投資費用※	建物改修費	1事業につき ア 定額助成 1,000万円 イ 実績連動型助成 2,000万円	ア 定額助成 定額助成 10/10 イ 実績連動型助成 ①定率1/4 ②達成度評価により1/4から1/2に変動 ※①+②で最大3/4
		備品等購入費		
		ホームページ開設費		
	事業運営経費	賃金		
		報償費		
		旅費		
		消耗品費		
		印刷製本費		
		役務費		
		使用料・賃借料		
		委託費		

※初期投資費用のみを対象とする事業は認めない。

令和6年度 子供が輝く東京・応援事業 事業報告書

令和7年3月

発行 公益財団法人東京都福祉保健財団

〒163-0718

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

TEL 03-3344-8535

URL <https://www.fukushizaidan.jp/313kosodate/>

複 写 禁 止